

路線を定める自動車運送事業の免許申請事業の開拓する覺書

運輸省と警察庁とは、階級を定める自動車運送事業の免許申請事業の開拓する覺書

(公安委員会等の意見聽取)

第ノ柒　陸運局長は、階級を定める自動車運送事業の免許の申請事業の開拓をするときは、当該事業に係る道路における交通の安全と円滑に関する公安委員会(以下「公安委員会」という。)の意見を聽取するものとする。ただし、当該事業が軽微な場合であつて、交通安全と円滑に開拓して支障がないと認められるときは、この限りでない。

2. 前項本文の場合において、当該事業に係る階級が、2以上上の府県の区域にわたるとき(次項に該当する場合を除く。)は、同項本文の規定による意見の聽取は、同項本文の規定にかかわらず、当該府県を管轄する府県警察局長に対して行なうものとする。

3. 第ノイ項本文の場合において、当該事業に係る階級が東

京都若しくは北海道を含む2以上の都道府の区域にわたり、又は2以上の管区警察局の管轄区域にわたるとときは、同項本文の規定による意見の聽取は、同項本文の規定にかかわらず、運輸省自動車局長(以下「自動車局長」といり。)から財政省交通局長(以下「交通局長」といり。)に対して行なうものとする。

4. 前2項の規定は、当該事業に係る路線の長さ(同一の申請書により申請されている互いに接続する路線にあつては、これららの路線の長さの合計)が、一般乗合旅客自動車運送事業にあつては30キロメートル未満、一般貨物自動車運送事業にあつては100キロメートル未満であるものについては、適用しないものとする。

(公安委員会等の意見書の提出)

第2作　公安委員会、管区警察局長又は交通局長(以下「公安委員会等」といり。)は、前条の規定により陸運局长又は自動車局長(以下「陸運局長等」といり。)から意見を求められたときは、陸運局長等に對し、当該事業に係る道路における交通の安全と円滑に關して次の各号に掲げる事項を記載した意見書を提出するものとする。

1. 当該道路において特に着目を要する交通量及び交通

事故発生の状況

- 二 当該道路における交通事故の有無
- 三 当該道路において停車を要する交通規制の状況
- 四 一棟乗合旅客自動車運送事業にあつては、自動車車両並びに引返しの場所及び待避所の運送

- 4 地方運輸局長等が、前項の抑留までに意見書の提出を受けなかつたときは、交通の安全と円滑に因して支障がない旨の公安委員会等の意見書の提出があつたものとみなすものとする。

(公安委員会等への処分の通知)

- 5 第3条 地方運輸局長等は、前条第1項の規定により意見書の提出があつた事案（同条第2項の規定により意見書の提出があつたものとみなされる事案を含む。）について処分があつたときは、速添なく、处分の内容及び公安委員会等の旅見により行なつた措置を公安委員会等に通知するものとする。

(認可申請申請への適用)

- 6 第4条 前3条（第1項から第4項までを除く。）の規定は、事業計画の変更の際河の申請書類のうち、次行なべき必要な措置があるときは、当該措置及びこれに要する予定期間を定める。
- 7 公安委員会等は、前項の意見書の作成に際しては、前項を定める自動車運送事業の公共性を考慮するものとする。
- 8 第1項の意見書は、意見を求める旨の文書を受領した日から20の日以内（地方運輸局長等がこれと異なる期限を指定したときは、当該指定した日まで）に提出するものとする。

(国営自動車運送事業への準用)

第5条 前4条の規定は、路線を定める国営自動車運送事業について準用する。

(連絡の保持)

第6条 自動車局長、陸運局长及び陸運事務所長並びに逓通局長、管区警察局長及び公安委員会は、前5条に定めるもののか、路線を定める自動車運送事業について常に相互に直接な連絡を保ち、必要に応じて意見の交換、資料の提供、処分の通知等を行ない、これらの事業用自動車を運行する道路における交通の安全と円滑を図るものとする。

3 この覚書適用の際現に旧覚書第ノ項の規定により公安委員会の意見を求める事業についてはこの覚書第ノ項の規定により意見を求めたものとみなし、又はこの覚書適用の際現に旧覚書第3項及び第3項の規定により公安委員会の意見の提出があつた事業(同覚書第3項の規定により意見の提出があつたものとみなされる事業を含む。)についてはこの覚書第3項の規定により意見を提出があつたものとみなして、それぞれこの覚書の規定を適用するものとする。

(連用期日)

この覚書は、昭和40年2月1日から適用するものとする。

附 則

(旧覚書の廃止)

2 「路線を定める自動車運送事業の免許申請事業の調整の際における都道府県公安委員会の意見取扱等に関する覚書」(昭和30年11月11日逓通事務次官・警察次長覚書)以下「旧覚書」といふ。)は、既止するものとする。

(締過規定)

眞
瀬
井
新
井
巡
警
事
務
次
官

眞
瀬
井
新
井
巡
警
事
務
次
官